

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日)
(当たる翌日がとどまる)

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成五年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◆告示 保険医療機関等の指定（保険課）

地域総合整備資金の平成四年度分の貸付けに係る償還金の徴収の事務の委託（商工指導課）

土地改良区の設立認可申請の適否の決定（農村整備課）

木材業者の登録の変更（林務課）

保安林の指定の解除（森林保全課）

開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）

第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（商工指導課）

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
家森薬局	東伯郡赤崎町大字赤崎二一四 四一四	平成五年一月五日
米原歯科クリニック	米子市米原七丁目一一八	平成五年一月十一日

鳥取県告示第三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、地域総合整備資金の平成四年度分の貸付けに係る償還金の徴収の事務を財團法人地域総合整備財團に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十一号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

鳥取県告示第三十三号

氣高郡青谷町大字龜尻六十二番地伊藤武彦ほか十六人の者からの中郷土地改良区の設立認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十九日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録を変更したので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定によ

り告示する。

平成五年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

登録年月日及び番号	所在地、名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
平成三年四月一日 米木第三六号	米子市富益町六九一一九 有限会社昭和木材 代表取締役 塩谷典之	代表者	有限会社昭和木材 代表取締役 塩谷恭嗣	代表取締役 塩谷典之	平成四年十一月九日

鳥取県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字六万坊一七一八の一（次の図に示す部分に限る。）、字港ノ壱 一七二八の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年六月八日 鳥取県指令受米土維第百三十七号
開発区域に含まれる地域の名称

二 開發区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字前田通重助田

三 開發許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目一〇六
株式会社びんごや
代表取締役 安井啓三

鳥取県告示第三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 団 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年六月二十九日 鳥取県指令受都計三一一二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字郡家岸本及び字大造

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡郡家町大字宮谷二五四一

鳥取県八頭森林組合

組合長理事 山根英明

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成5年2月1日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成5年1月18日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中達篤

鳥取県告示第三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年一月十八日

5 平成5年1月18日 月曜日

報 公 県 取 鳥

第6438号

○法第9条第1項及び第2項の届出に係るもの

1 届出者の名称及び住所

株式会社三幸

米子市東福原839-1

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合中山店

西伯郡中山町赤坂348-2

3 閉店時刻

午後10時

4 休業日数

年間2日